

令和 6 年 5 月 29 日

特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 4 件です。

（参考）

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和 6 年 5 月 29 日現在、1,057 件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

詳しくは、

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_01.pdf

を御覧ください。

（担当）消費者庁食品表示課 横田、山中

TEL : 03-3507-9220（直通）

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	特茶a TOKUCHA	サントリー食品インターナショナル株式会社	8010401080079	茶系飲料	ケルセチン配糖体(イソクエルシトリンとして)	本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、日常の身体活動による脂肪を代謝する力(脂肪の分解・消費)を高め、体脂肪が多めの方の、体脂肪を減らすのを助けます。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。本品は未成年、妊産婦、授乳婦を対象に開発された飲料ではありません。疾病罹患者は医師・薬剤師にご相談ください。	1日500 mlを目安にお飲みください。	特保	R6.5.29	1858
2	豆乳のカ プレーン	株式会社ヤクルト本社	7010401029746	はっ酵豆乳	大豆たんぱく質	本製品は豆乳を原料とし、血清コレステロールを低下させるはたらきがある大豆たんぱく質を摂取しやすいように工夫されているので、コレステロールが気になる方の食生活の改善に役立ちます。	多量に摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進できるものではありません。	1日当たり2個(220g)を目安にお召しあがりください。	再許可等特保※	R6.5.29	1859
3	豆乳のカ ブルーベリー	株式会社ヤクルト本社	7010401029746	はっ酵豆乳	大豆たんぱく質	本製品は豆乳を原料とし、血清コレステロールを低下させるはたらきがある大豆たんぱく質を摂取しやすいように工夫されているので、コレステロールが気になる方の食生活の改善に役立ちます。	多量に摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進できるものではありません。	1日当たり2個(220g)を目安にお召しあがりください。	再許可等特保※	R6.5.29	1860
4	カップオリゴ	日新製糖株式会社	9010001229918	卓上甘味料	ガラクトオリゴ糖	腸内のビフィズス菌を適正に増やすガラクトオリゴ糖を配合し、おなかの調子を良好に保つよう工夫された食品です。	摂りすぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなることがあります。	1日当たり4～8g(小さじ1杯程度)を目安としてご利用ください。	再許可等特保※	R6.5.29	1861

※「消費者委員会新開発食品調査部会における特定保健用食品の審議手続きに関する確認事項」(平成21年新開発食品調査部会長決定)における「(5)再許可」に該当するため、消費者委員会の諮問を省略したもので。